

(機械設備等の販売に伴う据付工事)

- 12 改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》の規定は、指定日の前日までに工事の請負等に係る契約を締結し、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されるのであるが、事業者が機械設備等の販売に伴いその据付工事を行う場合で、当該機械設備等の販売に係る契約において、当該据付工事の対価の額を合理的に区分しているときは、当該据付工事については、同項に規定する工事の請負に係る契約に基づく工事に該当するものとして同項の規定を適用する。